

第2次 垂水市環境基本計画 ～概要版～

- 発行
令和8年3月
鹿児島県垂水市
- 所管
垂水市生活環境課
☎0994-32-1297
- 市の木 牛根松
- 市の花 つつじ



1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

本市は、大隅半島の北西部に位置し、北に霧島市、西に桜島（鹿児島市）、東は高隈連山を境として鹿屋市に接しており鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上・陸上交通の要衝となっています。本市の市街地は、西海岸沿線の中央部に位置し、背後地には高隈連山があり、令和2年2月5日には、市の全域が、桜島・錦江湾ジオパークに認定されました。

このような豊かな自然環境の下で、農畜産業、漁業を中心とする経済の発展に支えられ、市民の生活は豊かで便利になってきましたが、一方、経済活動の結果として、資源の大量消費、ごみの増加、空き家・耕作放棄地の増加、生物多様性の危機など身近な環境問題が顕著になりつつあり、更には地球温暖化が一つの要因となっている豪雨の多発など、地球規模の環境問題も指摘されています。

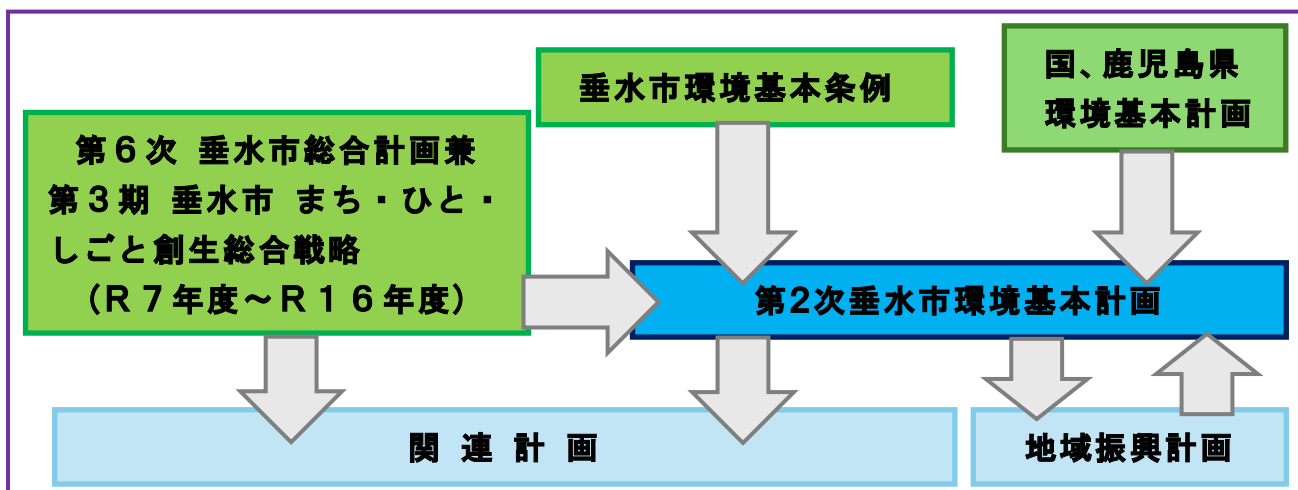
国においては、「第6次環境基本計画」が閣議決定（令和6年（2024年）5月）され、「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現を最上位の目標に掲げ、「地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）」づくりなどを重点戦略として挙げています。

「第2次垂水市環境基本計画」（以下「本計画」という）は、前計画を引き継ぎ、本市を取り巻く社会情勢の変化や環境問題に柔軟かつ適切に対応し、目指す環境像の『美しい自然（うみ・やま・さと）をみんなで協力して未来につなごう、垂水』の実現に向けて策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、本市の関連計画をはじめ国や鹿児島県の各種計画との整合がとれるように調整します。

なお、本計画は、「垂水市環境基本条例」第9条に基づいて策定します。

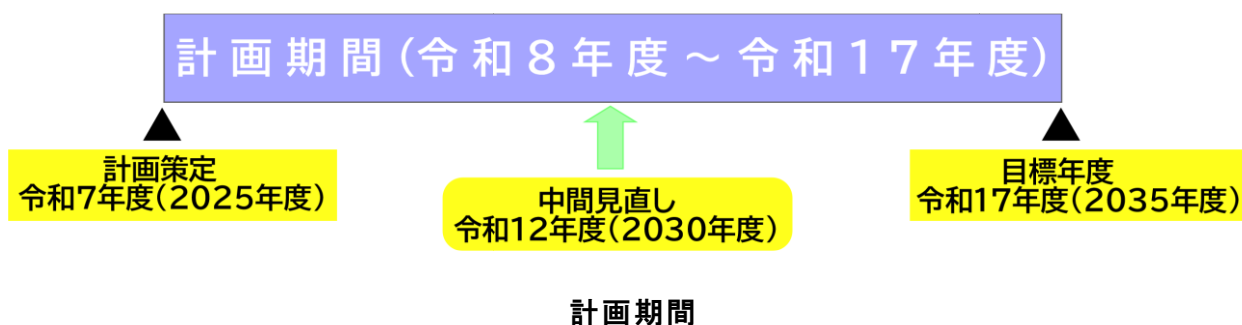


第2次垂水市環境基本計画の位置づけ

(3) 計画の目標年度と計画期間

本計画の目標年度は令和17年度とし、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、計画策定から5年後の中間年度(令和12年度)には、計画の進捗状況を点検・評価し、その時点の社会・環境状況などを踏まえ、必要に応じて計画内容を弾力的に見直します。



(4) 対象とする地域と計画の範囲

計画の対象地域は本市全域とします。ただし、本市単独では解決できない広域的な問題などについては、周辺自治体や鹿児島県、国と連携して取り組みます。また、対象とする環境は、自然環境、生活環境、地球環境、教育・学習環境とします。

◆ 第2次垂水市環境基本計画で取り扱う範囲 ◆

| | |
|---------|--|
| 自然環境 | 山林（森林）の保全、渓谷の保全、動植物の保全 |
| 生活環境 | 大気汚染、悪臭、騒音、振動防止対策、海・河川などの水質保全、高い生活の質 |
| 地球環境 | ごみの減量化・再資源化、再生可能エネルギーへの取組、脱炭素社会にむけての取組 |
| 教育・学習環境 | 人と人、人と自然の豊かな関係づくり、環境理解の向上 |



2 目指す環境像と基本方針

(1) 目指す環境像

本市は、平成25年に策定した「垂水市環境基本条例」を踏まえ、「目指す環境像」を次のとおり定めます。「目指す環境像」は、市・市民・事業者に通ずる長期的な目標として、将来の本市の姿を示すものです。

また、現在の市民ばかりでなく、未来の市民のためにも豊かで快適な本市の環境を継承することを目指します。

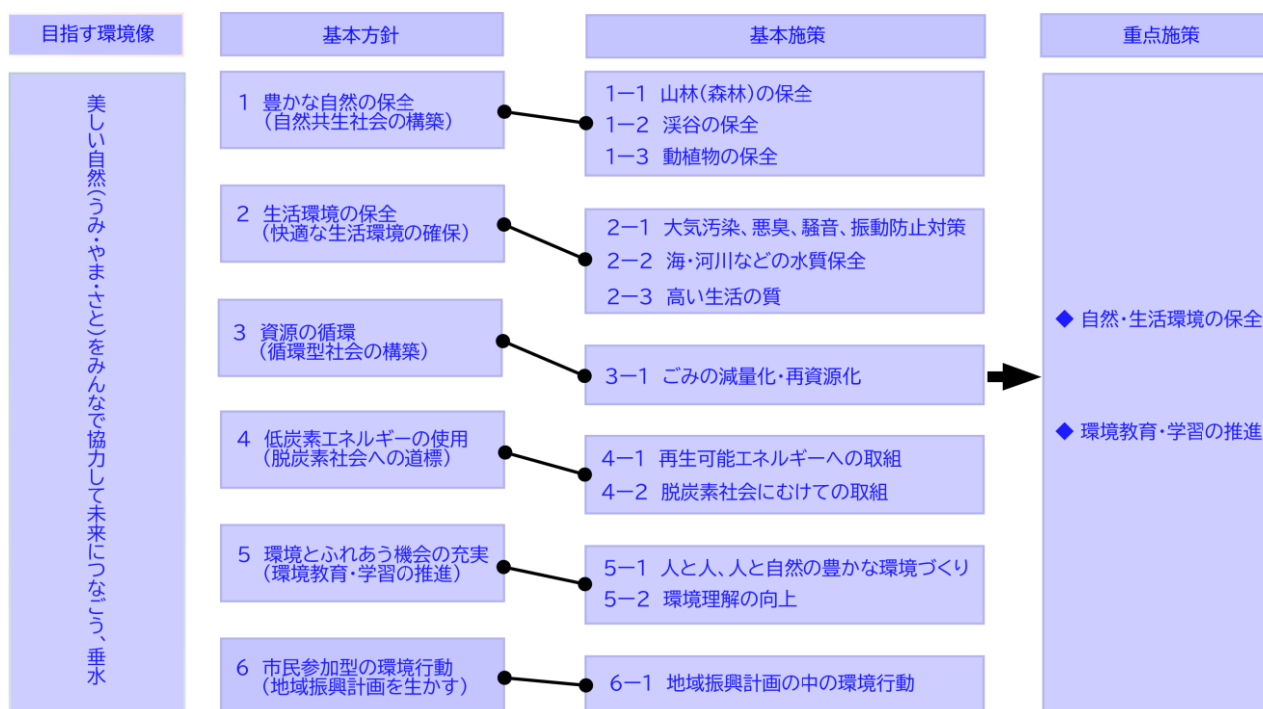
本市は、砂浜の広がる海岸線、四季の移ろいを感じさせてくれる山々、豊かな田園風景、雄大な桜島、風光明媚な錦江湾など美しい自然に囲まれています。これらの自然環境は、物質的な恵みをもたらすだけでなく、精神的な安らぎももたらしてくれます。本計画における「目指す環境像」は、本市の特色である自然を守り、人々が憩いの場として快適な生活を送ることが出来る環境を整え、市民の環境に対する意識の向上に向けて地域での取組を進めていき、よりよいかたちで将来の世代に引き継ぐことを理念とします。

[目指す環境像]

美しい自然（うみ、やま、さと）をみんなで協力して未来につなごう、垂水

(2) 施策の体系

本計画では、「目指す環境像」を実現するために6つの「基本方針」を策定し、それぞれの「基本方針」を達成するために「基本施策」を定めます。また、重要な課題を「重点施策」として位置づけます。



計画の基本的な構成

(3) 基本方針と基本施策

本計画では、「目指す環境像」を実現するために、「基本方針」を策定し、具体的な取組を推進していきます。

基本方針 1 豊かな自然の保全（自然共生社会の構築）

人間社会と自然環境が調和し、互いに支え合いながら共存していく社会の実現を目指します。

基本方針 2 生活環境の保全（快適な生活環境の確保）

大気、水、土壌などを良好な状態に保全し、騒音・振動などの都市生活型公害、化学物質などの問題に適切に対応するなど、市民が安心して暮らせる快適な地域環境を確保し、高い生活の質を目指します。

基本方針 3 資源の循環（循環型社会の構築）

大量生産・大量消費型に代わる、持続可能な取組を実践し、循環型社会を実現できるまちを目指します。

基本方針 4 低炭素エネルギーの使用（脱炭素社会への道標）

エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減に向けて、市役所・事業所・各種団体・学校などがそれぞれの立場で取り組み、低炭素社会を構築することを目指します。

基本方針 5 環境とふれあう機会の充実（環境教育・学習の推進）

自然環境や地域の生態系に触れる体験を通じて、環境保全への意識を高め、地球規模の環境についても理解を深め、人と環境の良好な関係を保つことができる社会づくりを目指します。

基本方針 6 市民参加型の環境行動（地域振興計画を生かす）

本市には9つの地区があり、それぞれの地区で地域振興計画を策定しています。地域振興計画の中には環境に関する事項も多く取り上げており、こうした市民の環境に対する意識の高さを活かして、市民参加型の環境行動を進めていきます。

3 施策の展開

▼基本方針と基本施策と主な取組①▼

| 基本方針 | 基本施策 | 主な取組の内容 |
|---------------------------|--|--|
| 1 豊かな自然の保全 (自然共生社会の構築) | 1-1 山林(森林)の保全 1-2 渓谷の保全 1-3 動植物の保全 | <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高隈山県立自然公園は、鹿児島県と連携して保全に努めます。 ●不法投棄防止の啓発・監視を強化します。 ●外来種の取扱いは法律に則して行い、情報提供などを行います。など <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。 ●ごみのポイ捨て、不法投棄は行いません。 ●むやみに動植物を自生地から持ち帰らないようにします。など <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山林の開発では、可能な限り自然の改変を回避します。 ●清掃活動などのボランティア活動に積極的に参加します。 ●所有する森林や農地の管理には、希少動植物に配慮します。など |
| 2 生活環境の保全 (快適な生活環境の確保) | 2-1 大気汚染、悪臭、騒音・振動防止対策 2-2 海・河川などの水質保全 2-3 高い生活の質 | <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●悪臭防止法、垂水市環境基本条例に基づき、規制・指導を徹底するとともに、監視・指導・啓発を行います。 ●市内河川及び周辺海域の水質調査を継続して実施し、監視を行います。 ●食品ロスについて、市民へ啓発を行います。など <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●野外でのごみの焼却(野焼き)は行いません。 ●合併処理浄化槽の設置、漁業集落排水処理施設への接続に努めます。 ●自然観察会などに積極的に参加します。など <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所から出る排出物については、適正に処理し、環境に配慮した施設の整備に努めます。 ●排水の適正な処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。 ●飲食店は、小盛りメニューの導入、食べ残し持ち帰りの対応をします。など |
| 3 資源の循環 (循環型社会の構築) | 3-1 ごみの減量化・再資源化 | <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入法に基づき、環境に配慮した製品の購入を率先して実施します。など <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別を徹底します。など <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商品の簡易包装に努めます。など |

▼基本方針と基本施策と主な取組②▼

| 基本方針 | 基本施策 | 主な取組の内容 |
|--------------------------------|---------------------------------------|--|
| 4 低炭素エネルギーの使用 (脱炭素社会への道標) | 4-1 再生可能エネルギーへの取組 4-2 脱炭素社会にむけての取組 | <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーについて、市所有施設での利用を検討します。 ●照明の更新・新規導入時には、LED等の高効率照明の導入を推進します。など <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーに関するイベントに積極的に参加し、理解を深めます。 ●自動車を購入する際は、環境に配慮した電気自動車などの購入を検討します。など <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●省エネ機器の導入に努めます。 ●事業所敷地内の緑化に努めます。など |
| 5 環境とふれあう機会の充実 (環境教育・学習の推進) | 5-1 人と人、人と自然の豊かな関係づくり 5-2 環境理解の向上 | <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然体験学習会、農業体験、漁業体験、林業体験など体験型の環境学習を推進します。 ●環境フェア、リサイクル体験、エコクッキング教室などの市民向け講座やイベントを開催します。など <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭で環境問題について話し合う機会を持つよう努めます。 ●地域や学校での環境保全活動に参加・協力し、環境への理解を深めます。など <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設見学の実入れや、農林水産業体験など、体験型環境教育に協力します。 ●環境に配慮した事業活動を行い、活動状況を公開・発信します。など |
| 6 市民参加型の環境行動 (地域振興計画を生かす) | 6-1 地域振興計画の中の環境行動 | <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域振興計画の環境行動が実現できるよう支援します。 <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後も地域振興計画策定会議に積極的に参加します。 ●地域振興計画の環境行動が実現できるよう努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域振興計画の環境行動が実現できるよう支援します。 |

4 重点施策

「3 施策の展開」では、本市が目指す環境像を実現するための市・市民・事業者の取組を示しました。これらの取組は、今後実行していく必要があることですが、その中で本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民1人1人に環境に対する意識の向上、改革を図るために、以下の施策を重点的に進めることとします。

重点施策1 自然・生活環境の保全

▼自然環境の保全に係る主な取組▼

| 主体 | 主な取組の内容 |
|-----|---|
| 市 | 自然とのふれあいの場として、里山の活用を進めます。 鹿児島県の遊休農地解消対策事業を活用して、遊休農地の解消に努めます。 など |
| 市民 | 森林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。 むやみに動植物を捕獲・採取しません。など |
| 事業者 | 環境保全型林業の推進に努めます。 廃棄物の不法投棄対策に協力します。など |

▼生活環境の保全に係る取組▼

| 主体 | 主な取組の内容 |
|-----|--|
| 市 | 耕作放棄地解消事業により荒れた農地の再生に努めます。 合併浄化槽設置に補助金の助成を継続します。など |
| 市民 | 街路樹や公園などの緑の維持管理活動に協力します。 所有地の適正な管理（空き地の除草や、空き家の管理など）に努めます。など |
| 事業者 | 化学肥料や農薬をできるだけ使用しない環境保全型農業に取り組みます。 事業場からの排水、残土などは、各種基準値を遵守して排出します。など |

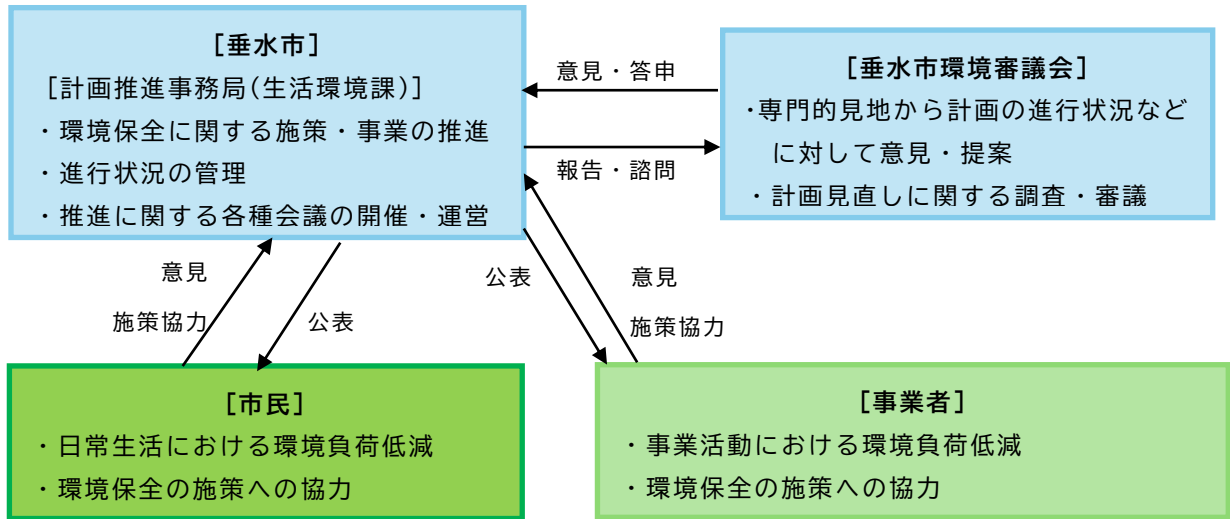
重点施策2 環境教育・学習の推進

▼環境教育・学習の推進に係る取組▼

| 主体 | 主な取組の内容 |
|-----|---|
| 市 | 振興会や公民館と連携して環境学習の場を広げます。 地域清掃活動の取組を支援します。など |
| 市民 | 振興会で環境学習の場を設けます。 マイバッグ持参、食品ロスの低減に努めます。など |
| 事業者 | 事業における環境保全・環境配慮の取組を理解し、従業員に認知させます。 環境教育の場に積極的に参加します。など |

5 計画の推進

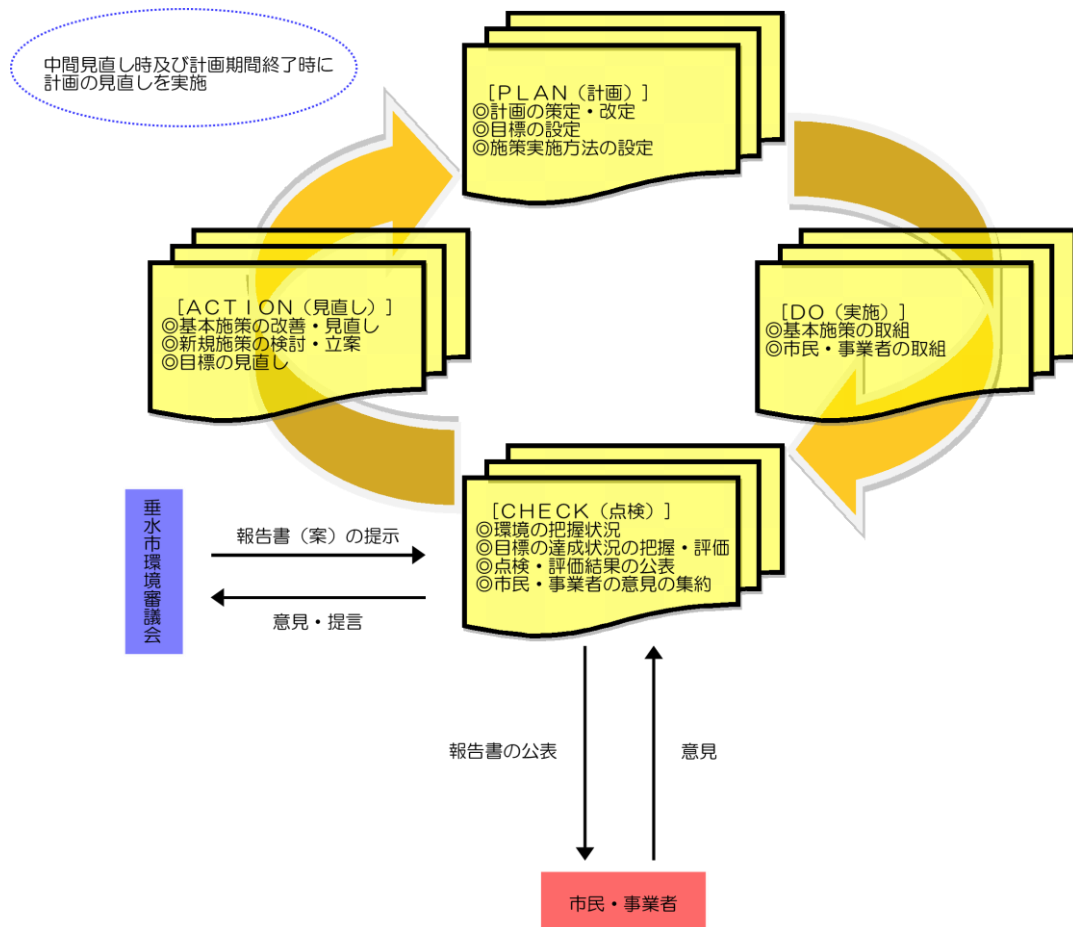
1 推進体制



第2次垂水市環境基本計画の推進体制

2 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。PDCA方式の手順は次のとおりとします。



PDCA方式の手順



第2次 垂水市環境基本計画【概要版】

発行日 令和8年3月

発行 鹿児島県垂水市

編集 垂水市 生活環境課

〒891-2112 鹿児島県垂水市本城 3898-1

TEL 0994-32-1297 FAX 0994-32-6920